

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金に関する Q&A

2026 年 10 月 1 日制定
公益社団法人リース事業協会

- 本 Q&A は、当協会が新事業進出・ものづくり商業サービス補助金事務局に確認をした上で作成しました。
- 本 Q&A は、随時改訂します。最新の Q&A を確認してください。
- 本 Q&A の内容に関するお問い合わせは、当協会事務局にお知らせください。

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金担当：電話番号 03-3595-1501（平日 9 時～17 時）

【凡例】

中小企業者等：新事業進出・ものづくり商業サービス補助金の公募要領に定める中小企業者等
補助金：新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

1. 基本的事項

No.	質問	回答
1	中小企業者等とリース会社が共同申請をする場合の補助対象経費の考え方を教えてください。	中小企業者等がリース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件に、リース会社が購入するリース物件（機械装置、システム構築費）の購入費用が補助対象経費となります。 なお、共同申請する場合は、そのリース契約に係るリース料を補助対象経費として二重に申請することは認められません。
2	ユーザーは中小企業者等に該当しますが、リース会社が大企業に該当する場合、補助金の対象となりますか。	中小企業者等は、ユーザーの資本金・従業員数等の要件であり、適用する補助上限額、補助率は、中小企業者等（ユーザー）のものとなります。 リース会社は、中小企業者等の要件が適用されないため、リース会社が大企業であっても、ユーザーが中小企業者等の要件を満たせば、共同申請者とすることができます。
3	共同申請の場合、電子申請システムによる申請は中小企業者等（ユーザー）が行うのでしょうか。リース会社が行うのでしょうか。	応募申請は、中小企業者等（ユーザー）が行いますので、リース会社は、必要書類（リース料軽減計算書及びリース取引に係る宣誓書）を中小企業者等に渡してください。 交付申請については採択後に交付申請の手引き等をご確認ください。
4	リース会社は 1 つの共同申請につき 1 社とされていますが、詳しく教えてください。	1 つの中小企業者等と 1 つのリース会社の共同申請に限るという趣旨です。 1 つの中小企業者等と複数リース会社の共同申

No.	質問	回答
		請は、認められません。 なお、共同申請を活用する場合のリース会社については、1回の公募回で申請できる件数や、通算の採択・交付決定件数の制限はありません。
5	補助金の交付決定後、中小企業者等（ユーザー）が倒産した場合、リース会社はどう対応すればよいでしょうか。	財産処分の制限期間中に補助事業者が倒産した場合は、リース会社に補助金を交付していますので、原則として、リース会社が財産処分の手続きを行います。財産処分の手続きにおいては、事前に事務局の承認を受けた上で、残存簿価相当額又は譲渡額等により、当該処分制限財産に係る補助金額を限度に納付することになります。
6	中小企業者等とリース会社が共同申請をする場合において、機械装置又はシステム構築以外の補助対象経費（例：クラウドサービス利用費等であって共同申請するリース会社以外の会社に対して、中小企業者等が支払うもの）の取扱いを教えてください。	リース会社に支払われる補助金額とあわせて、補助上限額の範囲内において認められます。
7	補助金額の下限と上限の考え方を教えてください。	補助金額の下限は「750万円（革新的新製品・サービス枠は100万円）」としています。これにより補助対象経費が「革新的新製品・サービス枠」は200万円（中小企業者の場合。小規模企業者・小規模事業者、再生事業者の場合は150万円）、「新事業進出枠」は1,500万円（地域別最低賃金引上げ特例を適用する場合は1,125万円）、「グローバル枠」は1,125万円を下回る場合には本補助金を申請することができません。 また、交付決定額の減額により、補助金額が補助下限額（750万円（革新的新製品・サービス枠は100万円））を下回ることとなった場合は、採択取消となります。全額対象外となった場合も同様です。 補助金額の上限は、枠・従業員数ごとに異なり、賃上げ特例を適用した場合は、補助上限が上乘せされます（補助金申請額が補助上限額に達しない場合は、賃上げ特例を適用できません）。ただし、賃上げ特例の要件を満たさない場合は、補助金の交付を受けたリース会社に対して、補助金交付額のうち賃上げ特例の適用による補助上限額引上げ分の全額の返還が求められます。

No.	質問	回答
		※賃上げ要件、事業場内最賃水準要件を満たさない場合も補助金の交付を受けたリース会社に対して補助金の返還が求められます（賃上げ要件は補助金交付額に目標値の未達成率を乗じた額、事業場内最賃水準要件は未達成の年ごとに補助金交付額を事業計画期間の年数で除した額。いずれも交付された補助金額が上限です。これらに伴う手続き等は、中小企業者等（ユーザー）とリース会社で協議してください。なお、補助金返還に伴い、中小企業者（ユーザー）とリース会社間で法的な紛争が生じた場合、当事者間で解決するものとし、当協会並びに関係省庁及び新事業進出・ものづくり商業サービス補助金事務局は一切の責任を負いません。
8	「革新的新製品・サービス枠」と「新事業進出枠」に設けられている、賃上げ特例の適用と地域別最低賃金引上げ特例の適用を併用することはできますか。	「新事業進出枠」では併用できます。「革新的新製品・サービス枠」で申請する中小企業者は、賃上げ特例と地域別最低賃金引上げ特例を併用することはできません。なお、「革新的新製品・サービス枠」で申請する小規模企業者・小規模事業者及び再生事業者は、補助率が 2/3 であるため地域別最低賃金引上げ特例を適用できず、再生事業者は賃上げ特例も適用できません。
9	応募の申請後、自己で取得する予定（金融機関借入を含む。）の設備をリース会社との共同申請に変更することができますか。	いかなる事情があっても変更できません。

2. リース取引

No.	質問	回答
1	共同申請をする場合、補助金の交付を受けることができるリース取引の範囲を教えてください。	ファイナンス・リース取引（所有権移転・所有権移転外）に限ります。オペレーティング・リース取引は対象外となります。 （注）中小企業者等が単独で申請する場合であっても、機械装置のリース料を補助対象経費とする場合は、ファイナンス・リース取引又はオペレーティング・リース取引のいずれであっても、そのリース料は補助対象経費となりますが、補助事業実施期間内（例：14 か月）に要するリース料部分のみが補助対象経費となります。リース期間が補助事業実施期間を超える場合は、按分等の方式で補助事業実施期間内のリース料を算定します。

No.	質問	回答
2	リース契約期間の制約はありますか。	補助対象設備を財産処分制限期間の間、使用することを前提としてリース契約を締結する必要があります。1 事業で複数の法定耐用年数が異なる補助対象設備がある場合、リース物件ごとの法定耐用年数に則したリース期間とすることができます。ただし、補助事業終了後 3～5 年の事業計画期間中は、リース期間にかかわらず補助事業を実施する必要があります。また、処分制限期間は事業計画期間の終了後も法定耐用年数を経過するまで続きますので、ご注意ください。 なお、最長の処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象となります。また、リース契約期間+再リース契約期間≧処分制限期間でないといけません。
3	交付決定前にリース契約を締結することができますか。	できません。交付決定より前に契約（発注）した場合、その経費（例：リース会社がサプライヤーに支払った物件代金）は、いかなる事情があっても補助対象になりません。 （参考）補助事業の流れ ①応募申請 ②審査 ③採択（審査結果の決定・通知） ④交付申請～補助金の支払 交付申請→交付決定（決定後、リース契約及びサプライヤーとの売買契約の締結可能）→事業実施→実績報告→確定検査（補助金額の確定）→補助金の請求→補助金の支払→事業化状況報告（5 年間）
4	リース期間が終了した後、補助対象設備（リース物件）の所有権をユーザーに移転することができますか。	リース会社が補助金の交付を受けて取得したリース物件は、交付規程に定める処分制限財産に該当します。 このため、交付規程第 24 条に定める財産の処分の制限に基づく手続きを行わず、処分制限期間内にリース物件の所有権を有償・無償を問わずユーザーに移転することは禁止されています。
5	補助金の交付を受けることができるファイナンス・リース取引について、次のリース取引は該当しますか。	ファイナンス・リース取引とは、法人税法第 64 条の 2 第 3 項に定めるリース取引を指します。 左記（1）、（2）、（3）について、それぞれ上記法令によるファイナンス・リース取引に該当すれば、補

No.	質問	回答
	(1) 購入選択権付リース取引 (2) 譲渡条件付リース取引 (3) 残価設定型リース取引	助金の交付を受けることができます。 ただし、処分制限期間内に、補助対象設備（リース物件）の所有権をユーザーに移転することはできません。 なお、ファイナンス・リース取引に該当する場合であっても、セール&リースバック取引や転リース取引は、補助金の対象外です。
6	ユーザーの希望により、リース料を毎月定額払いではなく、年 1 回払い又は不均等払いとした場合であっても、補助金の交付を受けることができますか。	ファイナンス・リース取引に該当すれば、ユーザーの希望により、リース料を年 1 回払い又は不均等払い（逓増・逓減）とすることは認められます。 ただし、リース料の支払いをリース期間に関わらず大きく前倒し（リース期間に関わらず 12 か月払いとする等）することは、リースによる共同申請を導入した趣旨に反しますので、認められません。
7	リース会社が交付を受けた補助金について、リース料から減額することなく、リース会社からユーザーに一括して支払うことができますか。	リース会社が取得する設備に対する補助金であり、リース会社が交付を受けた補助金をユーザーに対して支払うことは、補助金を補助事業以外の用途に使用したことになり、交付規程に定める交付決定の取消し事由に該当します。 また、左記のような行為をした場合、リース料軽減計算書に虚偽の記載をしたことになり、当協会として、当該リース料軽減計算書の確認を取り消すとともに、以後、当該申請をしたリース会社からのリース料軽減計算書の確認申請を拒むこととなります。
8	サプライヤーが買取保証（※）を付したリース取引も対象となりますか。 （※）ユーザーが倒産した場合に、サプライヤーがリース物件を一定金額で買い取ることを意味します。	ファイナンス・リース取引に該当していれば、サプライヤーの買取保証の有無は問いません。
9	自然災害（風水害を含む。）による損害を補償する保険又は共済の加入義務がありますが、リース契約には動産総合保険が付保されているため、この要件を満たしていると理解してよいでしょうか。	リース契約において、リース物件（ソフトウェアを除く。）に動産総合保険が付保されていることが一般的であり、リース物件に動産総合保険（風水災特約付）が付保されていれば、この要件を満たしています。 上記の場合、実績報告時に動産総合保険が付保されている旨のリース契約書の写しを提出する必要があります。

No.	質問	回答
10	設備を割賦販売する場合も、共同申請できますか。	割賦販売は共同申請の対象外です。

3. リース料軽減計算書

No.	質問	回答
1	様式第2「誓約書」に記載する責任者は、どのような役割がありますか。	リース料軽減計算書（添付書類を含みます。）に不備等がある場合、当協会事務局から責任者宛に問い合わせ等をします。 また、当協会が確認したリース料軽減計算書及びその確認手数料の請求書の送付先となります。
2	リース料軽減計算書の確認を受ける際に、添付する物件見積書が膨大な量となります。このような場合、その写しの添付が必要でしょうか。	物件見積書が膨大な量となる場合は、物件金額の総額が分かる部分の写しを添えてください。 ただし、当協会において、物件見積書の詳細の確認が必要と判断した場合は、物件見積書の写しの全てをご提出いただく場合もあります。
3	リース料軽減計算書の修正を依頼することはできますか。	（補助金の申請前） 当協会において修正内容を確認しますので、修正したリース料軽減計算書に、確認済のリース料軽減計算書の原本又は写しを添えて確認の申請をしてください。この場合、確認済のリース料軽減計算書と同一の確認番号は付さずに新たな確認番号のみを付します。 （注）いかなる修正であっても新たな確認番号を付します。 （補助金の申請後から交付決定前まで） リース料軽減計算書を差し替えることができるか、新事業進出・ものづくり商業サービス補助金事務局に確認してください。その確認を得た上で、当協会において修正内容を確認します。この場合、修正したリース料軽減計算書は、確認済のリース料軽減計算書と同一の確認番号に加えて、新たな確認番号を付します（※）。 （補助金の交付決定後） 当協会において修正内容を確認しますので、修正したリース料軽減計算書に確認済のリース料軽減計算書の原本又は写しを添えて確認の申請をしてください。なお、修正したリース料軽減計算書は、確認済のリース料軽減計算書と同一の確認番号に加えて、新たな確認番号を付します（※）。

No.	質問	回答
		(※) 1320260001 1320260055 確認印 確認済の確認番号 新たな確認番号
4	リース料軽減計算書の返送日数を教えてください。	リース料軽減計算書が当協会に到着してから、原則 10 日以内に返送します。 書類に不備がありますと確認に時間を要する場合がありますので、当協会にリース料軽減計算書を送付する前に、その内容及び添付書類を十分に確認してください。
5	確認したリース料軽減計算書の返送方法を教えてください。	当協会が確認したリース料軽減計算書は、郵送（レターパックライト）により返送します。 返送先は、リース料軽減計算書を確実に送付するため、当協会に届出があった責任者宛とします。責任者以外を返送先として指定することはできません。
6	リース料軽減計算書の記載漏れ等の不備や添付書類が不足している場合であっても、リース料軽減計算書を確認いただくことはできますか。	そのようなご要望は一切受けることができません。 当協会にリース料軽減計算書を送付する前に、その内容及び添付書類を十分に確認してください。
7	取引先からリース料軽減計算書を急いで入手したいという要望がありました。当社のリース料軽減計算書が到着次第、急いで確認いただくことはできますか。	申請の公平性を保つため、そのようなご要望は一切受けることができません。ご理解ください。 また、円滑な事務運営のため、そのようなご要望を当協会の担当者宛に電話やメールで連絡することもお控えください。 申請書類を受領した順番で確認し、確認次第、速やかに返送します。
8	他の補助金制度で確認を受けた「リース料軽減計算書」を新事業進出・ものづくり商業サービス補助金の申請に用いることができますか。	使用できません。
9	リース事業協会の確認を受けたリース料軽減計算書について、リース会社からユーザ	差支えありませんが、複数枚のリース料軽減計算書をユーザーに交付する場合、ユーザーが申請する際に 1 ファイルの PDF にまとめる必要があります。

No.	質問	回答
	ーへ交付する場合に、P D F ファイルで交付してもよいでしょうか。	で、リース会社において1ファイルのP D F ファイルにまとめるなどご留意ください。

4. 補助金の支払い等

No.	質問	回答
1	補助金を受け取るタイミングを教えてください。	交付決定後、補助事業の実施、実績報告、確定検査（補助金額の確定）、補助金の請求を経て、補助金が支払われます（精算払い）。リース会社と共同申請した場合、機械装置・システム構築費に係る補助金はリース会社に支払われます。

5. その他

No.	質問	回答
1	生産性向上・賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税特例措置や中小企業経営強化税制等の投資減税制度を併用できますか。	本補助金においては、税制との併用に制限はありません。申請前に、各税制のサポートセンターにもご確認ください。
2	新事業進出・ものづくり商業サービス補助金事務局に提出する誓約書において、「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」に準拠した顧客対応を徹底する旨が示されていますが、このガイドラインの目的を教えてください。	「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」は、当協会が策定したガイドラインであり、中小企業・小規模事業者向けのリース契約に係る不必要な経営者の個人保証の削減を目指すこととしています。 当協会のホームページにガイドライン本文とQ&Aを掲載していますので、これらを必ず参照してください。 https://www.leasing.or.jp/guideline.html
3	新事業進出・ものづくり商業サービス補助金事務局に提出するリース取引に係る宣誓書において、『「パートナーシップ構築宣言」を行い、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携に取り組むことについて検討すること』とされていますが、宣言内容を教えてください。	サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携、受託中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組むことを代表者名で宣言をします。すでにリース会社においても宣言がされています。 なお、リース会社の親会社の子会社を含むグループ会社全体として、「パートナーシップ構築宣言」をしている場合は、当該リース会社においても、「パートナーシップ構築宣言」を行ったものとみ

No.	質問	回答
		なします。 詳細はパートナーシップ構築宣言のポータルサイトに掲載されている資料を参照してください。 https://www.biz-partnership.jp/index.html
4	事業計画書について、金融機関から資金提供を受けて補助事業を実施する場合は「金融機関による確認書」が必要とされていますが、リース会社と共同申請する場合の取扱いを教えてください。	金融機関から資金提供を受けて補助事業を実施する場合は必要となりますが、リース会社と共同申請を行い、かつ、金融機関から資金提供を受けて補助事業を実施しない場合は「金融機関による確認書」は不要となります。

以上